

## 租税特別措置と減価償却制度の論点

### 1. 租特はゼロ・ベースでの見直しが必要

- 経済社会環境の変化に応じて政策税制の必要性と効果を根本から再検討し、真に必要なものに限定すべきではないか
- 特定の産業支援のための優遇措置は可能な限り見直し、新産業がおりやすい環境を整えるべきではないか
- 見直しに当たっては、租税特別措置透明化法に基づく使用実績を勘案することが必要ではないか

### 2. 租特の見直しに当たっての論点

- 期限の定めのある政策税制は、期限時に廃止が原則ではないか
  - ・ 政策税制が長期に亘って存続すれば、税負担の歪みが固定化してしまう
  - ・ 政策税制による最大のインセンティブは、期限が区切られていることであり、これを政策ツールとして最大限活用する
- 期限の定めのない政策税制は、適用実態調査などを活用して効果を検証し、期限の設定、及び対象の重点化を行うべきではないか
- 研究開発税制については、次の検討が必要ではないか
  - ・ 産業の新陳代謝が促され、高収益の企業が生き残るという結果をもたらす市場メカニズムの機能を阻害しないよう、見直しが必要ではないか
  - ・ 広範囲の試験研究費を対象とせず、税制で促進すべき分野に集中させる仕組みが必要ではないか
  - ・ 総額型はインセンティブ付与というより軽減税率と同じ効果をもつものであり、とくに税額控除は結果的に補助金と同じ効果をもつものであるため、税率引下げに応じて、その必要性を抜本的に見直すべきではないか

- 中小企業支援のための政策税制は、次の検討が必要ではないか
  - ・ 多額の所得を得ながら中小企業向け租特の適用を受けている企業があるとの会計検査院の指摘(平成 22 年)を受け止め、適用範囲を見直すべきではないか
  - ・ 過去からの類似の政策税制が積み重なっているが、中小企業が経営の脆弱さを克服し、成長するための支援税制に焦点を絞るべきではないか
  
- 利用実態が特定の企業に集中しているもの、適用者数が極端に少ないものは、廃止・縮減を検討すべきではないか
  - ・ 例えば、不特定多数を対象にすることを想定しながら上位10社の適用額が8割以上である場合や、適用件数が10件以下である場合

### 3. 減価償却制度の見直しにあたっての論点

- 定率法と定額法とが、その時々<sup>1</sup>の損益状況に応じた節税効果の観点から選択される場合が少なくない。節税効果によって減価償却方法が選択される状況は税制本来のあり方からみて是正されるべきではないか
- 政策税制と異なり、適用設備に要件が課されているわけではないため、非効率な投資も助長する結果となっているのではないか
- 上記の点を考慮して、定額法に統一すべきではないか

以上